

医歯薬連携による 糖尿病重症化予防事業 についてのご案内



管理栄養士・栄養士の皆様に、ぜひ本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力いただければ幸いです。



医歯薬連携による糖尿病重症化予防事業について

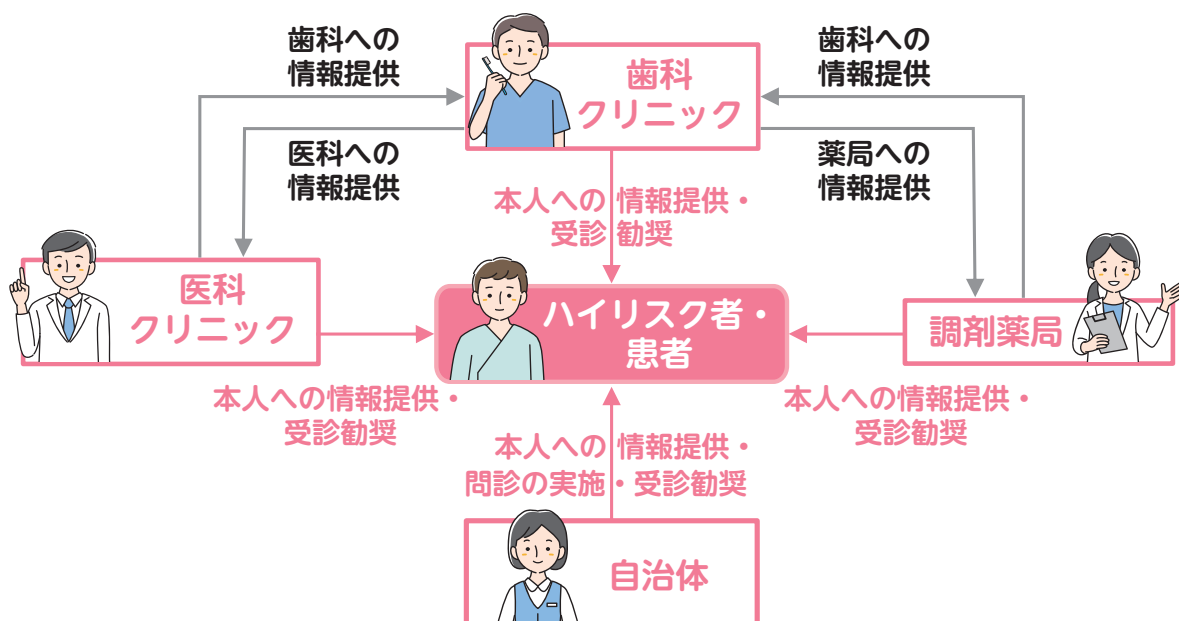
歯周病は糖尿病の合併症の1つであり、また、糖尿病は喫煙と並んで歯周病の2大危険因子の1つであることが知られています。両者は密接に関連しており、歯周病をコントロールすることで、糖尿病のコントロール状態が改善する可能性が示唆されています。

医・歯・薬が連携し、糖尿病患者の歯周病リスクを低減することは、糖尿病重症化予防の観点から重要です。そこで、愛知県では、令和2年度から令和4年度まで実施した「医歯薬連携による糖尿病重症化予防モデル事業」で医歯薬連携のためのプログラムを開

発し、モデル地域における試行及び実効性・有効性の検証に取り組んできました。

これらモデル事業の成果を踏まえ、令和5年度以降は、「医歯薬連携による糖尿病重症化予防事業」として、ガイドラインの策定や効果検証に取り組みながら、医歯薬連携プログラムの普及を目指しています。

なお、本事業は、愛知県医師会、愛知県歯科医師会、愛知県薬剤師会ならびに各試行地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会にもご協力をいただきながら進めています。



医歯薬連携プログラムについて

本プログラムでは、医科クリニックまたは歯科クリニックを受診された患者様や、調剤薬局に糖尿病のお薬の処方箋を持参された患者様等のうち、歯周病または糖尿病リスクが高いと判断された患者様に対して、糖尿病と歯周病の関係性を解説したリーフレットをお渡しし、情報提供を行います。

さらに、医師または歯科医師の判断により、歯科クリニックまたは医科クリニックへ受診勧奨が必要と判断される患者様には受診勧奨を行い、診療情報提供書または糖尿病連携手帳を活用して医科歯科間の連携を図ります。

特定保健指導における受診勧奨までのフロー

STEP 1

プログラム対象者の抽出：

特定保健指導対象者、かつ血糖値が基準値より高い方を抽出

STEP 2

歯周病リスク者の抽出：

特定保健指導の初回面談時に、チェックリストにより歯周病リスクがある方を抽出

STEP 3

情報提供：

歯周病リスクがある方にはリーフレットを用いた情報提供*を実施

※保健師・管理栄養士による説明

STEP 4

歯科への受診勧奨：

必要な患者には歯科クリニックへの受診勧奨を実施

ご存知ですか？

糖尿病と歯周病との関係

- 歯周病は糖尿病の慢性合併症のひとつです。
- 歯周病の治療を行うと血糖コントロールが改善し、糖尿病重症化の予防に繋がる可能性があります。
- 糖尿病の治療をされている方は、ぜひ一度かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師にご相談ください！



公益社団法人
愛知県医師会



一般社団法人
愛知県歯科医師会



一般社団法人
愛知県薬剤師会



管理栄養士・栄養士の皆様へ

- ◆ 今後、本プログラムを普及させていくためには、管理栄養士・栄養士の皆様にもプログラムの趣旨をご理解いただき、ご協力いただくことが重要と考えております。
- ◆ お仕事されている行政機関・病院等において、医歯薬連携プログラムに参画する機会がございましたら、ぜひご協力をお願いいたします。

※令和4年度調査では、公益社団法人 愛知県栄養士会様へのヒアリングも実施させていただきました。

本事業の詳細はこちら

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kokuho/ishiyaku8.html>

お問い合わせ先

愛知県 国民健康保険課

